

「中間報告」の「1. 基本的な方向性」に対する各委員の意見

公社について、現在、当委員会で検討している次に掲げる抜本的な経営改革策等を実施することを前提に存続することとする。

(1) 「森林資産の厳格な査定を実施し、その資産査定による区分の明確化を行い、その区分ごとに応じた経営方針を策定すること。」について

① 区分及び採算林、不採算林の定義

- ・採算林不採算林の定義については、提案内容で不都合無い。
- ・公社営林に対する第三者による森林の資産査定が必要。
- ・既往債務償還能力（50%、25%）の根拠の明確化が必要。
- ・この査定は、借入金の償還に主眼がおかれており、実際の山の評価とは違う。
- ・将来投資は、事業継続の評価する際の絶対的要素。
- ・製造原価の回収により判断する必要がある、将来コストも全て回収できるのであれば A、将来コストは回収できるが過去のコストが回収できないものは B、将来コスト過去のコストともに回収できないものは C、と3段階にしてはどうか。
- ・採算性、不採算林のさび分けはできるが、公益性の観点からさび分けするとすると、何が基準となるのか思いつかない。

②区分に応じた経営方針

- ・県が債権放棄できるのであれば、不採算林は公社経営から切り離れたほうがよい。
- ・これまでの投資を県が放棄することが前提であれば、公社の団地を土地所有者に無償で返しても、地域の森林組合が何とかすると思う。有償でとなると難しい。
- ・山を転用しないことを条件付けて土地所有者に返す方法もあるのではないかな。
- ・過去の投資の回収能力による評価を前面に出すと、税金の投入ができなくなるのではないかな。
- ・今後の投資が必要のない山を赤字を内包しているという理由で、土地所有者に返すことに合理的理由があるとはいえないのではないかな。
- ・E ランクは、切り離す場合と公社が持って税金で管理する場合と、どちらの考え方も出来る。環境林と位置づけるのであれば公社が持って管理するか。または、今後投資しても回収が出来ないので、切り離しても説明が出来るのではないかな。実質的に事業をしていないため、いつ切り離してもよい状況ではないかな。
- ・公社はスリム化して経営することが望ましい。民間の再生では、不採算部門は切り捨てるのが普通である。
- ・不採算林を分けることについては、経営の合理化ということではないかな。
- ・土地所有者に無償で返すことについては、一定の資産があり、一定の経費をかけているので、今後の管理コストとの主伐時の収益との比較で収支が0なら問題ないのではないかな。0でなければ、適正価格により売る必要があるのではないかな。
- ・不採算林を土地所有者に無償で返す、県が債権放棄することに対する住民訴訟については、議会や県民に対してどこまで具体的なデータで説明できるのかによるのではないかな。（金利面の説明、公益性、木があることによる環境的側面等）
- ・民事再生（三セク債の活用）で、裁判所がこの山はだめといったものを放棄する場合は、裁判所の判断と三セク債の大臣認可を受けているということで一定の説明になるのではないかな。
- ・不採算林を分離した際に、①そのままおいておく場合、②一方的に通知して解約する場合があります、②の方法で事情変更による契約解除はすっきりする。そのまま持つてお

くと、管理責任があり、事故等による損害に対する責任が発生する恐れがある。

(2) 有利子負債については、早急に圧縮する努力を行うとともに、将来的にはその解消を目指すこと。

(3) 「理事会の活性化を図るなど、経営責任体制を明確にすること。」について

- ・理事長について、今のような県派遣職員が理事長に3年間就任する体制では責任が曖昧。
- ・経営に民間が入ってもらう方が公務員よりも良いと思われる。

(4) 事業手法の見直しを進めるとともに、事業費及び人件費を圧縮・削減すること。

①業務委託及び業務提携

- ・長期経営委託については、公社は5～10年の期間で大まかな発注をし、細かなところは森林組合に任すことを提案しようかと思っていた。

②経営権の譲渡

- ・公社の現状を知れば、民間は公社の経営を引き受けてはくれないのではないか。
- ・県の作った公社を民間に渡すことは問題ないのか。
- ・公社の経営をとると受けるのは難しい。

③プラットホーム事業

- ・公社のプラットホーム化により、公社の山に隣接する下のほうの山から道をつけることで、全体の価値が上がるのであれば、やったほうがよいのではないか。
- ・プラットホームの役割は、森林組合が担うように言われている。

④県営林との一体管理

- ・全て県営林化するほうがよいのかもしれない。1回だけ痛みがあるが、後は法的なことを考えなくてもよくなる。
- ・県営林を公社で一体経営することにより、コスト削減が出来るのであれば、やったほうがよいのではないか。
- ・公社を存続させるのであれば、県営林も引き受けて一体的管理する方が効率的であると思う。
- ・県営林との一体管理の場合、県営と公社営とでどちらがよいのか比較が必要。

(5) 新公益法人への移行を目指すとともに、全国統一の新会計基準を採用し、財務状況の透明性を図ること。

- ・公社の公益性が一定以上高くないと無利子貸付、利子補給は難しい。

(その他)

- ・20年後の伐期のピークが心配。材価を押し下げるとはならないか。
- ・伐期が来た際の対策について、報告書で触れる必要がある。
- ・公社は国が造ったモデルなので、代物弁済で発生する消費税についての対策（払わなくてよいような）を求める必要がある。
- ・運営体制についてももう少し議論する必要がある。